

横浜市立幸ヶ谷小学校いじめ防止基本方針

策定日 平成26年 3月 1日

改訂日 令和 6年 3月18日

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

（国の基本方針・横浜市いじめ防止基本方針と同様の解釈）

(2) いじめ防止等に向けての基本理念

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝です。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことです。

子どもは、人と人との関わりの中で、自分のよさや可能性に気づき、他者のよさにも目を向けることができます。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場所であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して、のびのびと生活できると考えます。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねません。いじめは、本校の教育目標である「自分 友だち 社会の幸せをつくる子ども」の実現のための健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、ESDの視点からも将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要があります。

2 学校いじめ防止対策委員会の設置

(1) 委員会の構成員

学校長、副校長、教務主任、児童支援専任、主幹教諭、養護教諭、学年主任、育成推進部主任。

※必要に応じて、心理（学校カウンセラー）や福祉（SSW）等の専門家の参加を求めます。

(2) 委員会の運営

- ・毎月開催とします。また、いじめの疑いがあった段階で、直ちに開催します。
- ・学校として組織的に対応方針を決定し、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行います。

(3) 委員会の活動内容

学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む中核の役割を担うものとして、次の内容を行います。

- ・各々の事案の「いじめ」として対応するか否かの見極め
- ・「いじめ」として認識した事案への調査、指導と支援の計画の作成
- ・当該児童及び保護者への支援
- ・関係児童及び保護者への指導と支援
- ・事案の内容により関係機関への連絡
- ・重大事態が起こった場合の委員会への報告

- ・いじめ解消の見極め
- ・いじめ防止に向けた年間計画の作成やP D C Aサイクルの検証

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、いじめの未然防止に向けて、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、児童生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることができるように支援します。また、いじめ防止の観点から、豊かな心の育成のための、学校教育活動全体を通じた包括的な取組やいじめへの対応に係る教員の資質向上のための取組を推進します。また、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」等の活用により、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくります。さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に最新の注意を払います。

(2) いじめの早期発見

児童支援専任を核として、各担任、担当教諭がいじめに対する感度を高め、日常的に点検し、積極的な認知に努めます。Y P アセスメント（7月・11月）や保護者面談（4.5月・10月）の中でも、いじめに対する情報収集を行います。情報は複数職員で共有し、対応事案については定例の「いじめ防止対策委員会」に報告します。担任は児童理解に努めるとともに、児童、保護者との良好な関係づくりにも努め、相談しやすい環境を作ります。また、児童支援専任、特別支援コーディネーター、学校カウンセラー等の教育相談を充実させます。

(3) いじめに対する措置

いじめの疑いがあった段階で、「いじめ防止対策委員会」を中核として速やかに対応し、被害児童を守るとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導します。児童指導が難しいと予想される場合、また、加害、被害の状況上、配慮が必要となる場合や犯罪性が予想される場合は、警察や関連機関への相談、支援要請等を行います。

(4) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

- ・いじめの行為が少なくとも3ヶ月（目安）止んでいること
- ・いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

(5) 教職員への研修

児童理解研修やいじめ防止、対応に向けた研修など、年間計画をもとに校内研修を実施します。また、教育委員会が主催する児童理解および児童指導関係の研修にも積極的に参加します。

(6) P T A、幸ヶ谷共育倶楽部、おやじの会、地域との連携

いじめ防止の取組の概要は、個人情報等を配慮したうえで、年度初めと年度末に学校運営協議会で報告し、意見をいただきます。また、「いじめ防止対策委員会」で扱ったいじめ事案の対応はプライバシーの保護、人権的な配慮の上、学校運営協議会に報告します。

P T A 運営委員会、幸ヶ谷共育倶楽部、おやじの会とも常に情報を交換し、いじめの未然防止、早期発見に努めます。また、各地区懇談会においても、子どもの様子を積極的に意見交換し、情報を得ます。

(7) 年間計画（年度始めの計画のため、年度の途中で内容を変更することがあります。）

月	内 容	
4月	年間計画作成 申し送りの確認 スクールカウンセラーの紹介 介スクールソーシャルワーカーの紹介	個人面談
5月	児童情報交換 児童理解研修 いじめ解決のための生活アンケート（記名式）	個人面談 学校運営協議会
6月	児童情報交換 危機管理研修 サイバー教室（高学年対象）	
7月	児童情報交換 Y P アセスメントの実施 自殺予防啓発（夏休み前） 授業改善研修（道徳）人権研修等	横浜子ども会議 （中学校ブロック）
8月	児童理解研修	横浜子ども会議（神奈川区） 学校運営協議会
9月	児童情報交換	情報モラル指導
10月	児童情報交換 E ネットキャラバン（中学年対象）	個人面談
11月	児童情報交換 いじめ解決一斉キャンペーン（無記名）	学校運営協議会
12月	児童情報交換 Y P アセスメントの実施 SOS プログラム実施	
1月	児童情報交換 人権月間取組 いじめ問題にかかる点検	情報モラル指導
2月	児童情報交換 児童指導振り返り	学校運営協議会
3月	児童情報交換 申し送りの作成 取組の振り返り	
※年間	いじめ防止対策委員会（月1回・随時）	

4 重大事態への対処

・重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされています。

・発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告します。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校はいじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行います（PDCA サイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じます。